



不良債権償却制度の

今後のあり方

大阪大学大学院
経済学研究科助教授
國枝繁樹

I はじめに

不良債権処理は、現在の日本経済の不況からの脱出のためには不可欠の課題であり、マスコミ等を含め、関係者の間において、種々の議論が行われてきた。しかしながら、そうした議論の中には、不良債権問題の本質に関する誤解に基づいており、政策論議を徒に混乱させてきたものも少なくない。本稿においては、まず過去の不良債権償却制度を概観し、これに関する誤解の例として、無税償却と有税償却に関する誤解、直接償却と間接償却に関する誤解を説明する。その後、最近の不良債権償却制度の大きな変化を紹介し、最後に、貸付債権の評価に関する国際的な潮流と、今後の不良債権償却制度のあり方について論じることとする。

II 過去の不良債権償却制度

金融機関は本来、十分な審査の上、融資を行うことが求められるが、景気動向の変化、融資先の経営環境の悪化、さらには融資時の審査の甘さ等の種々の要因により、債権回収が困難となるケースも生じうる。こうした回収が困難となった貸付債権の評価の問題が、いわゆる不良債権の償却の問題である。

金銭債権の評価については、商法第285条

の4第2項において、金銭債権について取立不能のおそれある時は、取立不能見込額を控除することが要求されている。さらに、企業会計原則において、「債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積額を控除した金額とする。」とされており、また、引当金の計上については、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する」ものとされている（同注解18）。加えて、過去の銀行決算経理基準（現在廃止）においても、貸出金の償却については、「回収不能と判定される貸出金および最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金については、これに相当する額を償却するものとする」ことが定められており、後述する税法基準によるほか、有税による繰入れができることが明記されていた。有税償却の場合、金融監督当局の許可は必要なく、単に届け出で住むこととされていた。

他方、過去の税法においては、一般貸出引当金のほか、法人税基本通達において、会社更生法等に基づく決定により切り捨てられた債権等については、損失が確定しているものとして、直接償却が認められていた。また、債務者につき債務超過で事業好

転の見込みがなく、貸出金の相当部分が回収見込みがない場合等には、無税で債権償却特別勘定への繰入れが認められていた。(現在は、後述するように、債権償却特別勘定は、貸倒引当金に統一されている。)その際、金融機関の無税償却の税務上の手続きについては、債権償却証明制度が存在し、金融検査官が破綻先債権・実質破綻先債権と証明した場合には、原則として無税扱いで償却可能とされてきた。

Ⅲ 不良債権償却制度をめぐる誤解： 無税償却と有税償却

金融機関の不良債権処理が最近に至るまで進まなかったことについて、税制に原因があったとの見方がマスコミのみならず、経済学者の間にも存在している。こうした見方は、以下に示すように、誤解に基づくものが少なくない。

(1)「無税償却は、金融機関に対する税制上の優遇措置である」との見方

まず、無税償却制度を、投資減税等に類似した税制上の優遇措置の一種と捉える見方があることが、議論の混乱につながっている。会社の保有する金銭債権が回収不能になるということは、会社に損失が発生するということであり、損失に法人税を課さないのは当然である。これは、実際には所得が発生しているのに税負担を軽減するという税制上の優遇措置とは全く性格の異なるものである。この両者を混同することが、さらに次の誤解につながった。

(2)「無税償却の認定要件が厳格なので金融機関が償却を進めない」との見方

このような見方は、「無税償却が認められ

ないから、不良債権償却が進まなかった」との金融機関の説明に基づくものであるが、上述のように、金融機関は、貸出債権が回収不能と判定される場合、又は、損失が見込まれる場合に、商法及び企業会計基準に基づき、有税・無税にかかわらず、償却を行うことが求められていた。従って、不良債権処理の遅れとは、金融機関が、無税償却が認められないことを口実に、商法上の責任を果たしてこなかった点に真の原因があることを理解する必要がある。

また、(1)の無税償却を税制上の特別措置と見る見方を反映して、無税償却の要件を早期に緩和し、不良債権処理のインセンティブを与えるべきであったとの指摘も存在する。しかしながら、回収不能が見込まれる債権は、回収不能が確定する時点において、当然に無税で償却できる訳であり、無税償却基準は所詮、税支払いのタイミングの問題にすぎず、有税償却で支払った法人税が全てコストになる訳ではないことに留意する必要がある。すなわち、商法上の責任にもかかわらず、横並び意識の抜けなかった金融機関が、有税償却により当該年度の決算が一時的に悪化するように見えることを避けようとする点に問題の本質があった訳である。

Ⅳ 不良債権償却制度をめぐる誤解： 直接償却と間接償却

償却には、会社更生法等に基づく決定により切り捨てられた債権額等につき、バランスシートから当該額を落とす直接償却と、債務者につき債務超過で事業好転の見通しがなく、貸出金の相当部分の回収見込みがない場合等に、バランスシートには債権額を残したまま、回収不能見込額につき引当

金を積む間接償却の2種類がある。直接償却と間接償却については、「債権がバランスシートから落ちる直接償却は望ましいが、債権がバランスシート上、残存する間接償却は意味がない」といった指摘がなされることがある。例えば、経済企画庁調査局の平成11年版「日本経済の現況」は、「直接償却が遅れたこと、すなわち間接償却（債権償却特別勘定への繰入れ）に比べ直接償却（バランスシートからの控除）が遅れていたことも、実質的な意味での不良債権処理が遅れたことを示している。」（第2章第2節）との指摘を行っているが、これも誤解に基づく記述である。

誤解の原因は、償却の対象となるのが、「回収不能見込額」であることを理解していないことにある。例えば、債務者が実質破綻に陥った場合に、担保による回収見込額を除いた回収不能見込額に該当する引当金を積むのが間接償却であるが、仮に金融機関が回収不能額に該当する債務を書面により免除してしまえば、直接償却となる。回収不能額が後になって縮小しない限りは、両者の経済的な効果は同じである。このことは、この金融機関が、他の金融機関に貸付債権を譲渡する際に、回収見込額分の債権を額面で譲渡することと、債権全額を額面で譲渡するが、同じに引当金に当たるだけの現金を合わせて譲渡することが、結局は同じことであることから明らかである。ただし、前者のケースでは、債務者との債権債務関係に変化がなく、金融機関が当初の債権をそのまま保有しているため、バランスシートの資産側に、債権が当初額のままだけ残されているのに対し、後者のケースでは、回収不能額分の債権は放棄してしまっているため、バランスシート上は、回収見込額分の債権だけが残ることとなる。

「直接償却の要件緩和が必要」といった

主張を行った論者の中には、回収不能見込額でなく、直接償却と間接償却において、「回収見込分」の取り扱いが違っていると誤解している者が少なくない。例えば、上述の「日本経済の現況」においても、「実質的に担保処分を終えて、直接償却で貸出をバランスシートから落とせば、損失が確定しその後の地価下落のリスクは遮断される」との記述があり、「直接償却とは、回収見込額に当たる貸付債権をバランスシートから落とすこと」との誤解が前提にあるものと思われる。直接償却には、債権が切捨てや債務免除により法律的に消滅する場合の形式基準と形式基準を充たさない場合の実質基準が存在する。後者の場合には、担保処分等がなされている必要があるため、こうした誤解が生じたのだろうが、直接償却と間接償却の違いの本質は、回収不能見込分の債権をバランスシートに残すかどうかの違いであることに留意する必要がある。

V 早期是正措置導入等に伴う不良債権償却制度及び税制の変化

わが国の不良債権償却制度は、平成9年以降、大きく変更された。

まず、平成9年には、金融検査官による債権償却証明制度が廃止された。

また、平成10年4月より、早期是正措置が導入され、金融機関は、資産を自己査定し、これに応じ、適切な不良債権償却を実施することとされた。金融機関は、自己査定実施のため、自主的に償却引当に関するルールを制定する必要があるが、その判断基準としては、平成9年4月15日に、日本公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務

指針」が示されている。具体的には、債務者区分に従い、貸付債権を正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権に分類し、正常先債権及び要注意先債権については、区分ごとの債権につき貸倒実績率を見積もり、一括債権額に貸倒実績率を乗じて貸倒引当金繰入額を算定する。また、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権については、個別債務者ごとに償却引当額（債権額から担保処分による回収見込額及び保証による回収可能額）を個別に算定する。

さらに、本年に入り、1月22日の企業会計審議会において、貸付債権を債務者の状況に応じて一般債権（銀行監査実務指針における正常先債権・要注意先債権に対応）、貸倒懸念債権（同じく破綻懸念先債権に対応）及び破産更生債権（同じく実質破綻先債権・破綻先債権に対応）に3区分し、それぞれ貸倒見積高の算定方法を定めることとされたところである。（別表参照）

他方、法人税法についても、平成10年度改正において、自己査定を導入と整合的な形で債権償却手続が大きく変更された。具体的には、①従来の一般貸倒引当金と債権

償却特別勘定の区分がなくなり、貸倒引当金に一本化されたこと、②一般貸倒引当金の対象債権は「一括評価する債権」と位置付けられた上、原則として過去3年間の貸倒実績率による繰入れを行うこととされたこと（法定繰入率は廃止）、③債権償却特別勘定の対象債権は、「個別に評価する債権」と位置づけられ、自己査定手続と整合的な形で当該債権額に係る回収不能見込額を個別に算定し、貸倒引当金に繰り入れることとされた。また、債権償却特別勘定については、金融検査官の不良債権償却制度の廃止後、税務署長の認定が必要とされていたが、これも廃止された。

また、いわゆる税効果会計の導入が決まったことにより、無税償却と有税償却の決算上への影響の違いも、事実上なくなることとなる。

このように、わが国の不良債権償却は、金融機関の自主判断によることが明確になり、無税償却に係る税務面でのチェックも、事前から事後に大きく変更された。今後、金融機関が、金融監督当局や税務当局のスタンスを口実に、不良債権償却を遅らせる余地はなくなったと考えられる。

貸倒見積高の算定

- ① 一般債権：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
- ② 貸倒懸念債権：経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
- ③ 破綻更生債権：経営破綻又は実質経営破綻の債務者に対する債権

企業会計審議会意見書の基準		(参考) 銀行監査実務指針	
区 分	見積方法	区 分	見積方法
一般債権	貸倒実績率等（注）	正常先債権	貸倒実績率等（注）
		要注意先債権	
貸倒懸念債権	・担保のない部分の必要額 ・割引現在価値	破綻懸念先	担保のない部分の必要額
破綻更生債権	担保のない部分の全額	実質破綻先	担保のない部分の全額
		破綻先	

（注） 債務者及び債権の状況に応じた貸倒実績率を用いる。

※大蔵省「金融商品に係る会計基準の概要」（平成11年1月22日）より

VI 時価主義会計と不良債権償却制度の今後

わが国の不良債権償却手続は、上記のように大きく変更されたが、時価主義会計を求める国際的潮流は、さらにドラステックな変革を求めている。

すなわち、貸付債権の評価については、1993年の米国財務会計基準書（FAS）114号は、貸付債権の減損の認識時期につき、貸付の契約条件どおり元本と利息の総額を回収できない可能性が高いと考えられる場合、貸付金は減損しているとみなし、また、減損額の測定に当たっては、減損の生じている貸付債権の価値を将来の現金収入見積額を当該貸付金の実効金利で現在価値に割り引いて計算するいわゆる割引現在価値法によるものとしている。（ただし、実務上、貸付債権の市場価値あるいは担保の時価を用いることも認められるとされる。）

また、国際会計基準委員会（IASC）が金融商品に関する暫定的な基準の公開草案として昨年6月に公表したE 62においても、同様の立場がとられていたが、同案は、昨年12月に若干の修正の上、国際会計基準委員会理事会の承認を得て、本年3月に国際会計基準（IAS）39号として公表されており、2001年1月より適用（早期適用も可能）となる。

国際会計基準委員会は、さらに、金融商品会計に関する包括的な基準策定を目指しており、そのベースになると目される1997年3月公表のディスカッション・ペーパーにおいては、貸付債権を含む全ての金融商品を時価で測定することを提案している。現在の米国基準（FAS）114号及び国際会計基準（IAS）39号が貸付債権につき原価主義を前提とした上で、割引現在価値による

評価減計上を提案しているのに対し、同ペーパーは、原価主義から時価主義への全面的な転換を提案しており、よりドラステックなものとなっている。例えば、固定金利の貸付金の場合、元利回収見込額に変化がなくとも、市場金利の上昇に伴い、時価評価は減少する。現行の米国基準では、こうした評価損までは計上しないのに対し、全面的時価主義の場合は、計上することとなる。

こうした世界的な流れを受け、わが国においても割引現在価値による債権評価導入の検討がなされてきた。例えば、平成8年末にとりまとめられた早期是正措置に関する検討会・中間とりまとめにおいても、要注意債権のうち、貸付条件緩和債権及び予想キャッシュフローが把握できる破綻懸念先債権につき、「割引現在価値に基づき減損率を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、国際的な会計基準からみて、今後検討することはできないか。」との指摘がなされてきた。

本年に入り、企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」において、貸倒懸念債権の評価減の算出方法として、担保による回収見込額による方式等と並び、割引現在価値方式が明記されるに至った。（平成12年4月より適用だが、貸倒見積高の算出は早期適用も可能。）

また、本年1月公表の公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証ならびに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の見直し案においても、貸出条件緩和債権等及び債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ破綻懸念先債権について、「割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上する方法が合理的

であると考えられるが、当該方法が一般に公正妥当と認められる会計基準となった段階で適用するものとする。(なお、信用格付制度が定着し、信用リスク管理を有効に行うことが可能な金融機関においては早期適用がより望ましい処理であると考えられる。)」とされている。

時価主義会計に基づく債権評価は、会計基準として有用性のみならず、不良債権処理の促進の観点からも利点を有すると考えられる。

今後、金融機関にとっては、収益性向上のため、不稼動資産を如何に稼動資産に転換していくかが重要であるが、割引現在価値に基づく債権評価は、そのための有効な措置となるものである。すなわち、金利減免債権等の資産が不稼動資産とされるのは、逆に言えば、当該資産の評価が将来の収益に比して高すぎるからであり、適切なリスクプレミアムを付した割引率で割り引いた現在価値まで評価を下げてやれば、そうした資産も収益の見込まれる資産となる。

また、割引現在価値は、一般に当該資産を流動化した場合の価格でもあるため、簿価からの含み損の表面化を避けるため流動化に慎重だった金融機関も、流動化に積極的に取り組むようになるといった効果が見込まれる。

他方、割引現在価値を適用すると、評価損の拡大に対応して、多額の引当金が必要とされることが、デメリットとして指摘されるが、金融機関への公的資金投入という自己資本対策の措置が用意されていることに鑑みれば、現在こそ絶好の機会とも考えられる。

金融再生委員会は、金融機関の要注意債権のうち要管理債権について15%、破綻懸念先債権に70%の引当を求めているが、金

融機関サイドからは厳しい基準であるとの声もあると報じられている。適正な引当率を一律に定める判断は、多分に主観的判断を伴うものであり、関係者の合意を得るのはなかなか難しい問題である。その意味では、金融機関に、割引現在価値による債権評価を前倒し的に義務付ける方が、今後の国際会計基準を先取りすることになり、また、債権の流動化促進にも資することから、より望ましいのではないかとも思われる。

さらに、不良債権処理を一挙に進めるとの観点からは、国際会計基準よりもさらに進めて、担保不動産の評価、特に商業不動産等の評価を原則、収益還元法によることとすることも考えられる。不動産鑑定においては、従来、原価法、取引事例比較法及び収益還元法の3つの手法が併用されてきたが、今回、不動産の流動化・証券化の促進の観点から収益還元法による評価手法が精緻化された。実は、不動産鑑定基準において、以前より担保として安全性を考慮することが特に要請される場合には、3つの手法を併用しない「特定価格」としての鑑定を収益還元法に基づき行うことが、かねてより認められている。収益還元法による評価では、有効活用が図られていない、あるいはその予定のない不動産は、低い評価となるため、金融機関及び債務者に不動産の有効活用に積極的に取り組む強いインセンティブを与えることになる。金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」においても、商業用不動産等につき収益還元法による価格も算定するとの記述もあるが、一歩進んで、技術的に可能な場合は、収益還元法による評価を行うことを原則とすることが考えられる。

なお、税法上の取り扱いについても、国税庁が、流動化・証券化に関して「割引現在価値による債権評価」及び「収益還元法

による不動産評価」のための通達を先般発出したところであり、金融機関の会計基準において、同様の手法を認めることは可能ではないかと思われる。

ここまで述べてきたように、わが国の不良債権償却のあり方については議論が混乱することもあったが、ここにきて、米国の不良債権償却制度との本質的な違いが「割引現在価値に基づく債権評価」にあることが理解されるに至った。この流れを先取りする形で、金融機関に割引現在価値による評価を前倒しの適用し、その上で公的資金投入を図ることは、わが国金融機関の不良債権問題を最終的に解決するとともに、債権・担保不動産の流動化を強く促進するものであり、関係者による真剣な検討が期待されるところである。

【参考文献】

- ・金融監査庁金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」1998
- ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」1999
- ・経済企画庁調査局「日本経済の現況」（平成11年版）1999
- ・国税庁「適正評価手続に基づいて評価される債権及び不良債権担保不動産の価額の税務上の取扱いについて」（法令解釈通達）1998
- ・早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」、1996
- ・センチュリー監査法人監修「金融機関の不良債権償却必携（第二版）」銀行研修社、1998
- ・日本公認会計士協会「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」1997
- ・同上、同見直し案、1999
- ・山手章「資産自己査定と償却・引当」金融財政事情研究会、1997
- ・FASB（米国財務会計基準審議会）、FAS114（“Accounting by Creditors for Impairment of Loan”）、1993
- ・IASB（国際会計基準委員会）、Discussion Paper（“Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities”）1997
- ・同上、E62（“Financial Instruments: Recognition and Measurement”）1998
- ・同上、IAS39（“Financial Instruments: Recognition and Measurement”）1999